

東久留米市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（素案）に対する パブリックコメント

パブリックコメント実施結果

募集期間：令和 5 年 1 2 月 4 日（月）～令和 5 年 1 2 月 2 5 日（月）

意見提出者数： 8 人

意見数： 2 1 件

※頂きましたご意見は、要約等の上、項目ごとに整理しています。

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
① 青年・成人期の余暇活動について 8 件 ・息子は知的障害を持っており、1 人では何処へも行けません。勿論、会話をするための、言葉も出ません。学童期は充実していた放課後等デイサービスに平日は毎日通っていた為、私も仕事をする事が出来、他の兄弟の学習資金のお金も稼ぐことができました。しかし、学校を卒業するとともに息子の作業所の終わったあとの行ける場所が減り、今後もさらに減るのでは？と不安があります。卒後の作業所後の居場所作りにも力を入れて欲しいです。 ・教育機関を卒業してからが長く続きます。東久留米の青年期余暇活動支援としてさいわい福祉センターの貸出などありがたい施策です。でも足りません。青年期になっても安心できる場で人と関わり、余暇を充実させることは心が動き、能動的な活力を生み出し、健康寿命を伸ばすことにつながると感じています。市内で厳しい財政状況で青年期余暇就労保障をしている事業所の支援をお願いいたします。また、東京都、国へも現場最前線の市役所として、法の整備、提案を働きかけていただけますよう切にお願いします。	・青年・成人期の余暇活動の支援は、法定の事業として実施されておらず、国の障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においても記載を求められておりません。一方で、本市におきましては、障害福祉計画について地域自立支援協議会で協議することとしており、同協議会において、青年・成人期の余暇活動の支援は、生涯学習的な側面からの交流の場づくりとすべき、障害のある青年・成人と生活する親の就労保障という側面からの支援に軸足を置くべき等様々なご意見があり、事業として行う際の捉えられ方も様々といった状況であったことから、障害福祉計画では現在のような位置づけとなっております。青年・成人期の余暇活動の支援が制度化されていない現状につきましては、余暇活動に対する事業であることから、福祉サービスとして給付の対象となっておらず、その担い手の確保や事業の立ち上げは、官民問わず難しい状況であると認識しております。現在、青年・成人期の余暇活動支援事業は、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業のメニューの一つとさ

・知的障がいのある 25 才の娘の母です。娘達が生きる・過ごす場所の選択肢は、健常者に比べると少ないのが現状です。健常者である私は余暇に、見たいもの、聴きたい音楽、行きたい場所、やりたいこと、会いたい人に会いに行くこと…などを選択し、実現しながら過ごしています。一方、娘の余暇はといえば、日々更新される情報・様々な刺激・内なる思い…などから自由に選び、行動するのではなく、指を折って数えられるくらいの制度の中から選び、過ごしています。障がいのある娘にとって余暇の場の保証は必須です。ひとりで過ごす余暇は楽しみ方が限られてしまい、広がり生まれません。健常者は自ら楽しみに向けて行動しますが、障がいのある娘には、余暇の場と活動の提供という合理的配慮が必要です。青年余暇活動の保証を強く要望します。

・青年・成人期の余暇活動については、「国や都の動向を注視するとともに調査研究していきます」とのことだが、アンケートやヒアリングで声が寄せられているように、大きなニーズのある分野です。すでに都は制度を実施していると聞きます。調査研究の段階から、早期の実効性のある具体化を望みます。

・計画書 47 ページに「青年・成人期の余暇活動について」とあるが『カコミ』として記述されている。これは第 5 期からの記載方法で、計画においてどのような位置づけとされているのか不明であり、法定事業ではないことを理由に市として消極的な側面が伺える。令和元年 6 月東久留米市議会で趣旨採択された、『青年・成人の障害者が日中活動や就労の終了後に余暇支援活動を行う事業所の取り組みに対して、東久留米市は積極的な支援をめざしてください』の請願結果、同年より市内で青年・成人期の余暇活動を提供する事業者に対し、さいわい福祉センターの施設貸出が開始されたが、週 1 回の夜間枠

れてはありますが、市負担があり、本市の財政状況に鑑みますと厳しい状況と認識しており、今後の国の制度改正等の動向にも注視していく必要があるものと考えております。こうしたことから、市長会を通じ、青年・成人期の余暇活動に関する支援について東京都へ補助の拡充を求める要望を行っております。市の状況としましては、記載のとおり、令和元年度より余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を行っております。また、従来さいわい福祉センターにおいて実施しておりますさをり織り講座やリズム体操のほか、生涯学習に関する事業として障害者青年教室「ひばり学級」を開催しているところです。施設貸出に関しましては、さいわい福祉センター及び現在支援を提供する事業者と調整を行い、ホールの貸出し日数の増加について検討するとともに、新たな活動の場の確保についても模索しています。また、本市における青年・成人期の余暇活動につきましては、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方を踏まえ、また、地域活動支援センター事業や移動支援事業、日中一時支援事業など現在実施している事業の活用も含め、地域自立支援協議会において調査研究を行ってまいります。

・水と緑を守り育てる環境づくりに関しては「東久留米市第二次環境基本計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）、都市農業の振興に関しては「東久留米市農業振興計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、施策を推進しています。また、公共施設の利用は義務教育や公園、道路等と異なり、行政サービスの中でも高次・選択的サービスで私益性が高いものであることから、原則として受益者負担とすることが妥当であると考えます。また具体的な使用料については、個々の公共施設の性質やサービスの供給に要する費用等を検討の上、各施設の設置に係る条例により個別に定められています。なお、余暇支援条例の制定についてはご意見として承り、今後の検討の参考とさせてい

だけでは本人たちの希望する選択には至っていない。第7期においても、青年・成人期の余暇活動について『本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれている』とされており、東久留米市としてもこのような活動に対し、新たに安定した活動の場の提供を確保して欲しい。社会的交流が難しい青年期の障害者本人や放課後が生活の一部となっている学齢期の子どもたち、働く親や高齢の親たちは、一日も早い余暇活動の事業化を願っている。また、集団での活動が円滑に提供できれば余暇・文化・スポーツへ参加する機会は各段に増えることだろう。合理的配慮が義務化される中で、障害があるからという理由で生活の質が低下してしまうことは避けなければならないと感じる。

・私たちの娘はダウン症で重度の知的障害を持っています。特別支援学校からの放課後等デイサービスの恩恵を受けていました。卒後はこのサービスを受ける事ができず、もしかるがも青年部がなかったら親の常勤にせよパートにせよ成り立ちませんでした。兄弟姉妹も学生のうちは障害のある兄弟姉妹のケアしてくれますが社会人となるとそうはいきません。支援学校卒後で誰もが一人で留守番できる訳ではありません。今年の初めに思いがけなくグループホーム入所が決まりました。待つこと16年でした。生活介護の施設もグループホームも不足しています。障害のある子供を抱える親たちが卒後も安心して働けるようにご配慮をお願いします。

・18歳以下は放課後等デイサービスの利用者が多く、内容も充実しています。特に両親の就労環境が確保されていますが、18歳で高等部を卒業すると4時ごろに作業所等が終わるため両親のどちらかが非正規の労働環境にならざるをえません。青年・成人たちも作業所の後の活動が保証されず、テレビやゲーム等の時間が増え、運動不足や過食等の生活習慣の悪化が心配されます。

いただきます。

このため余暇支援等の制度の充実が望まれ、5期、6期にも研究計画として特記されていますが具体的な計画が実施されないでいます。また、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画でも障害者計画と一体的に行う余暇支援を行うことにより、65歳健康寿命を伸ばして行く可能性があると思います。これにより福祉人材の確保や、高齢者の活動する場を増やすことにより、介護保険や医療保険を使う人が少なくなり、安定した東久留米市の福祉・医療基盤が保たれると考えられます。このためには、東久留米の自然環境と社会環境を改善して行く必要があります。自然環境は東久留米市の特徴である緑と水を大切にしてくこと。また、この自然環境を市民が十分堪能できるように水資源の保全や道路や公園の環境整備、そして安くおいしい野菜を育てる農業の支援をして行く必要があります。社会環境は人との繋がりを豊かにして行く事が重要です。その為には公共施設の活用の良さを進めて行き、市民が利用しやすい様に利用料金を安く（又は無料）にして行く必要があります。また、北欧では多くの都市で行われているように余暇支援を全市民に行うことが必要です。これは、障害がある人もない人も平等に受けられるように余暇支援条例を市で制定して、これを東京都や他の都市でも広げられるような良い制度を作る必要があります。

・「かるがも青年部」は現在公的助成、補助などがなく法人と親の自己負担で運営されています。再三障害福祉課にもお願いしているのですが、助成金、補助金は実現していません。今回の計画でも余暇活動の意義には触れられているものの、私たちの願いがいまだ反映されておりません。「かるがも」は創設当時も制度がなく全額親の負担で運営せざるを得ませんでした。しかし、東京都の補助が実現し、今では障害児学童は国の制度となっています。青年部活動も国会で取り上げられ、当時の厚労大臣も施策の必要性を認めていま

す。現在利用している機械振興財団の施設も取り壊される予定で青年部も来年には移転予定です。これからも学童部を卒業する子どもが増え、現在すでに青年部所属者が学童部所属者を上回っています。待ったなしで公的助成が必要です。東京都も包括補助事業の適用を認めているのですから、一日も早く東久留米市としても事業化いただけるよう、また福祉計画に年度を定めて記載いただくよう要望します。	
2. アンケート・ヒアリングについて 4件 ・アンケートとヒアリングは、当事者のニーズや支援者の実情をつかみ、施策策定に必要な根拠となる重要なものです。「私たちが抜きに私たちのことを決めないで」の障害者権利条約の精神にもとづく必須の事項です。ぜひ、アンケートとヒアリングが計画とその実施に反映されることを望みます。そして、反映された結果を明確な形で当事者・家族・当事者団体・事業所に返すのは、市の役割だと考えます。 ・青年・成人期の余暇活動に特化した質問を当事者及び保護者にして欲しい 市行政で重点的に取り組むべきと思う施策（81 ページ）の上位は障害者の就労支援の充実が占めているが、生活実態がかかった内容と成人期の余暇活動の場づくりが同じ設問項目であることに疑問を抱く。行政の役割として必要最低限充実させていくべき普遍的なものと、余暇活動は障害者の生活の豊かさや彩を推し量るもので比較するべきものではない。現在の余暇支援のニーズとしては、地域生活支援事業の移動支援及び日中一時支援が大半を担っている。事業量の見込みにおける実利用者数（人）と利用時間数（時間）において、移動支援と日中一時支援でどれだけの余暇支援をリカバリーしているのか実数として表し、この回答から当事者や保護者の願いを丁寧に拾い上げて欲しい。	・アンケート及びヒアリングにつきましては、定点観察的な意味を持ちながら、実施時点で必要と思われる項目を設定しております。頂いたご意見につきましては、計画の策定や施策推進に当たり基礎資料とさせていただいております。 また、「青年・成人期の余暇活動に特化した質問」に関しましては、アンケート調査の間 33-2「日中活動終了後、どのように過ごしていますか。また、どのように過ごしたいですか。自由にご記入ください。」、問 40「保護者の方は、あなたの現在または将来についてどのような不安や悩みがありますか。」との設問を設けておりますが、市民の皆様の意見を適切に聴取できるよう、項目の設定方法や調査対象者につきまして調査研究を続けてまいります。

3. 市内事業所及び福祉人材の不足について 3件 ・慣れ親しんだ地域で暮らせるための、ショートステイの予約もなかなか入りづらいのと、今後を考えた時のグループホームも入れるのだろうかと不安しかありません。 ・訪問系サービス、日中活動等サービスについて、求人を出しても応募者が少ない、採用してもすぐ辞めてしまい定着率が低い、職員数が足りなく過重労働で余裕なく疲弊しているという現場の声をあちこちから聞きます。障害当事者にも影響を及ぼし、「土日のヘルパーが確保できない」「事業者が経営できなくなり無くなった」と深刻な状況は喫緊の課題です。もはや、事業者だけでは解決できない社会問題になっています。ヒアリングを見ても、職員の確保、事務作業量の多さ、労働条件の改善、職員の資質向上、経費・施設設備の改善など事業者運営に対する課題がたくさん出されています。市が主導で是非具体的な解決策を考え実行していただきたい。 ・居住系サービスの共同生活援助についてです。重度の障害者も入居できると厚労省は改善したと言っているが、どここのグループホームからも運営の厳しさが聞かれます。方策には「支援の質の確保が課題」とあるが、その前に体制の脆弱性を解決しないと解決には向かえないと考えます。	・計画にも記載のあるとおり、短期入所につきましてはニーズの増加が見込まれることから、地域生活支援拠点の整備とともに必要な提供体制の確保に努めます。共同生活援助につきましては、新規事業所の開設が続き、市内における定員は増加していますが、一方で支援の質の確保について課題となっています。東京都と連携しながら運営状況を確認、助言を行い、適切な運営ができるよう促します。また、利用者のニーズ把握に努め、本市における事業所の定員数も勘案しながら、地域で必要とされる見込み量の確保に努めます。 ・事業所運営に関する支援に関しましては、第一義的には国において対応が図られるものであり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」として方向性が示されており、職員の処遇改善等を含む人材確保策や、サービス提供事業者の事務手続きの標準化・簡素化・ICTなどの効率化等、方向性が示されています。広域的な対応として東京都が行う支援策等にも注視しつつ、適切な情報提供を図っていきます。また、福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、計画においても見込み量の確保に向けての方策として事業所と連携しての人材確保について記載しております。現在実施しております障害者（児）福祉施設合同就職相談会「しごとフェア」の充実を図るとともに、引き続き人材確保の方策について検討してまいります。
4. 障害福祉サービス等の利用について 2件 ・アンケートで印象に残ったのは、主な介助者が親、配偶者であるという実態、そして精神的な負担が大きい、健康に不安、長期の旅行や外出ができないと困りごとが出されていた。現在でも家族介護に依存している市の実態に驚きました。制度が有効に利用されていないのではないのでしょうか。市を中心に、早期に解決が必要なことだと強く考えます。	・障害福祉サービスの利用に関しましては、市の障害福祉課、さいわい福祉センター、地域生活支援センターめるくまーる、市内相談支援事業所にて相談に応じております。計画書素案27ページに記載のとおり、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活

・アンケートの「障害福祉サービスの利用で困っていること」の中に「制度がわかりにくい」「手つづきが大へん」という声も上げられた。総合相談窓口としての障害福祉課の役割とその実情に対する声ととらえられます。ぜひ、職員とケースワーカーの体制の補強とケースワーク力の向上を、市の責任ですすめていただきたい。	用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、地域の各サービスの利用について丁寧に相談に応じ、適切なサービス利用につながるよう努めます。
5. 障害への理解について 1 件 ・病院も今もかかりつけの小児科以外、障がいを理解してもらえず心無い言葉をいわれた事もあり、信頼できる病院を見つけるのが大変です。	・市では、地域共生社会の実現に向け、誰もが障害に関する正しい知識を持ち、福祉についての理解を深め、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要であるとの考えのもと、広く市民に向け障害に関する情報提供を行うとともに、イベント等の交流機会を通じ啓発活動の推進に努めています。国においては、障害者差別解消法に基づき「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を定め、また「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」を作成しております。これらの活用を含め、医療機関への効果的な周知方法について検討してまいります。
6. パブリックコメントの募集方法について 1 件 閲覧方法は非常に不親切です。素案は 100 ページ以上もあり、ホームページからプリントアウトするにも膨大で躊躇します。内容をメモするのに相当の時間がかかりました。このような方法では、まず、素案にたどり着くのに、高い壁があります。たくさんの市民からの意見を求めることはむずかしいと思います。概要版（要約版）を準備する、または、貸し出しなどの改善が必要です。よく理解してもらうためには、介護福祉課で実施された市民説明会も非常に有効だと思います。	・パブリックコメントに関しましては、計画全体をご覧いただく中でご意見を頂きたく、素案の全文を掲載しております。また、概要版につきましては確定した計画を元に作成することとしております。計画の貸出し、市民説明会の開催など、実施方法に関するご提案につきましては、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

7. 成年後見制度支援事業について 1件 成年後見制度支援事業の利用件数の少なさに驚きました。一方、アンケートには将来の不安が約3割以上あります。社協中心に実施されている制度の情報提供や学習会など本人・家族への啓発を強化し、また、後見人育成・確保については、弁護士や司法書士だけでなく障害者に理解のある社会福祉士等の確保にも力を入れ、意思決定支援を原則に、質の向上にも努めていただきたい。	・本計画に記載しております成年後見制度利用支援に関しましては、判断に支援を要する知的障害又は精神障害のある方で、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合に、市長が申立てを行った件数となっております。本市においては東久留米市社会福祉協議会に委託し、成年後見制度に関する事業を行っており、弁護士による無料法律相談、専門職による無料専門相談、成年後見制度の利用支援、社会貢献型後見人の養成、成年後見制度に関する講座・講演会等を実施しております。今後も東久留米市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。
8. 災害時支援、強度行動障害のある障害者支援、虐待について 1件 災害時支援、強度行動障害のある障害者支援、虐待については、あまり詳しい現状は記されず、課題としての提起にとどめられているが、どれも困難な課題で事業所は大変困っている。ぜひ市としての積極的な対策と支援をお願いしたい。	・災害時支援に関しまして、障害のある人が安心して日常生活を送るためには、地域住民の助け合い・支え合いによる見守り活動など、公的なサービス以外での支援が重要となります。災害時の支援のあり方や日頃からの地域の中での関係構築など、地域自立支援協議会の「住みよいまちづくり部会」におきまして、支援体制の整備に関する協議を行っております。また、防災担当部署と協力し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について検討を進めています。災害時への備えにつきましては、引き続き、様々な機会を通じて、当事者や事業者等への周知啓発に努めます。 ・強度行動障害を有する人への支援に関しましては、支援体制の充実を図るため、次期計画期間の中でその状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。 ・障害者虐待の防止に関しましては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターとなっております障害福祉課を中心とし、関係機関と連携を図りながら、虐待の未然の防止、虐待が発生し

	た場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止に取り組みます。
--	-----------------------------